



社会福祉法人のぞみ 役員 の定義並びに役員、評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人のぞみの定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 役員及び評議員の報酬等並びに費用については、社会福祉法に照らし、民間事業者の役員の報酬及び従業員の給与、当法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないよう、本規程により支給の基準を定め、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第17条に定める理事及び監事をいう。
- (2) 役員の定年は、満75歳に達した日が属する任期期間の終了日とする。
- (3) 常勤役員とは、第1号に定める理事及び監事のうち、専らこの法人に常勤する者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 評議員とは、定款第5条に定める者をいう。
- (6) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤費、旅費、交通費(宿泊料を含む。)及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分するものとする。

(報酬等の支給)

第3条 法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。常勤役員の報酬額は、別表1「常勤役員の報酬月額」、別表2「常勤役員の報酬並びに給与の年間合計額の支給限度額」に定めるとおりとする。

- 2 常勤役員には、役員賞与を支給しないものとする。
- 3 第8条第1項以外の理事長の報酬額は、別表3「理事長の報酬月額(第8条第1項以外)」に定めるとおりとする。
- 4 前項の規定を除き、非常勤役員及び評議員の報酬等は支給しないものとする。
- 5 職員が兼務する常勤役員は、65歳の誕生日を迎えた歳の翌年度より、年俸制度に移行する。職員給与は、直近の月額をベースに賞与額を含め推計した年収相当額を12等分し、1万円単位で切

り上げた額とする。なお、勤務日数に変更が生じた場合は、合理的事由で金額を積算するものとする。

6 職員が常勤役員に任じられた場合は、任じられた月の翌月より役員報酬を支給する。

(費用の弁償)

第4条 役員及び評議員が、出張する場合で、負担する費用については、前渡しすることができる。

2 前項の費用のうち、職務遂行にあたり出張した場合は運賃(鉄道・船・車・航空機)・宿泊料・食料料を実費支給する。

3 役員及び評議員が評議員会又は理事会もしくは監事監査に出席する場合は、費用弁償として別表4に定める額を支給することができる。

(理事長退職金)

第5条 理事長の退職金は、別に理事長退職金規程に定める。

(報酬の支給日)

第6条 常勤役員の報酬月額、月額をもって前月分を職員の賃金支払日と同日に支給する。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等の支払方法は、職員給与規程第8条に基づき支給する。

(勤務等)

第8条 常勤役員の労働時間は週32時間とする。

2 その他、職員給与規程第24条、職員就業規則第49条から第69条までを適用する。

(福利厚生)

第9条 福利厚生については、職員就業規則第96条から第98条までを適用する。

(情報の公開)

第10条 法人は、本規程をもって社会福祉法第45条の35第1項に定める報酬等の支給基準として社会福祉法第59条の2第1項第2号の規定に基づき公表する。

(機密の保持)

第11条 機密の保持については、職員就業規則第30条を適用する。

(改 廃)

第12条 本規程の改正は、理事総数の3分の2以上の同意と評議員会の議決を経なければならない。

(慶 弔)

第13条 役員等に対する慶弔金は別表5及び職員の慶弔等に関する要綱を適用し支給する。

附 則

(廃止)

社会福祉法人のぞみ役員及び評議員の報酬及び費用弁償等に関する規程は、令和5年7月31日付で廃止する。

(施行期日)

この規程は、令和 5年 8月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 3月 6日から施行する。

別表 1

常勤役員の報酬月額

役 職	報 酬
専任の理事長	900,000円
職員兼務の理事長	300,000円
職員兼務の業務執行理事	200,000円

※ 専任の理事長または、職員兼務の理事長及び職員兼務の業務執行理事について役員報酬を支給する。

別表 2

常勤役員の報酬並びに給与の年間合計額の支給限度額

役 職	報酬、給与の年間合計額の支給限度額
理事長	12,000,000円
業務執行理事	10,000,000円

別表 3

理事長の報酬月額（第 8 条第 1 項以外）報酬月額

役 職	報 酬
理事長	600,000円

別表 4

非常勤役員及び評議員の費用弁償（別表 3 を除く）

（1）評議員会又は理事会に出席した場合

評議員、非常勤役員が、評議員会又は理事会に出席した場合	1回につき7,000円
-----------------------------	-------------

（2）監事監査を実施した場合、所轄庁の实地指導に立ち会った場合

監事監査を実施した場合、又は所轄庁の实地指導に立ち会った場合	1回につき10,000円
--------------------------------	--------------

別表 5

区 分	要 件	慶弔金額
叙勲・褒章受賞祝	本人	30,000円
結婚	本人	30,000円
香典・供花	本人	30,000円並びに供花
	本人の両親・配偶者	30,000円並びに供花
報酬が支給されていない役員等の退任	本人	50,000円